

## 社会福祉法人津幡町福社会行動計画

職員がその能力を發揮できるよう、仕事と子育てを両立できる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年3月1日～令和10年2月29日までの5年間

2. 内容

目標1：男性社員の育児休業取得に向けた環境を整備する。

<対策>

- 令和5年度～ 配偶者の妊娠・出産等の申出に対する職員への育児休業制度の案内
- 令和5年度～ 制度に関するパンフレット等の作成・配布

目標2：妊娠中の女性職員の母性健康管理や産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年度～ 職場内LANを活用した育児休業規程の周知
- 令和5年度～ 制度に関するパンフレット等の配布

目標3：年次有給休暇の取得促進

<対策>

- 令和5年度～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- 令和5年度～ 職場内LANを活用した時間単位の年次有給休暇制度の周知